

東京電力に関する経営・財務調査委員会運営要領（案）

（設置目的）

第1条 東京電力株式会社の経営・財務の調査を行い、厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うため、東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成等）

第2条 委員会の委員は、企業の財務・経営に関し識見を有する者により構成し、原子力経済被害担当大臣が開催する。

2 原子力経済被害担当大臣は、委員の中から、委員会の委員長を指名する。なお、原子力経済被害担当大臣の指名により委員長を補佐する委員長代理を置くことができる。

（委員会の議事）

第3条 委員会は、委員長及び2人以上の委員の出席がなければ、開催することができない。

2 議事は、原則として出席委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一致が見られない場合にあつては、委員長の裁断により、出席委員の過半数によって決することができる。

（関係者の出席）

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、東京電力の役職員その他の関係者の出席を求めることができる。

（分科会の設置）

第5条 委員会に、専門的事項について審議するため、分科会を置くことができる。

（委員会の公開等）

第6条 委員会は、原則として非公開とする。

2 委員会の配布資料、議事要旨等は、原則として公表する。ただし、守秘義務に抵触する場合を除く。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。